

定 款

一般社団法人八幡市スポーツ協会

一般社団法人八幡市スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人八幡市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府八幡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、八幡市内の各種スポーツ・レクリエーション関係団体の統括団体として、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、市民の体力向上と健全な精神を養い、健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 一般社団法人八幡市スポーツ協会傘下の各種スポーツ・レクリエーション関係団体の発展と相互の融和促進を図ることを目的とする事業
- 二 スポーツ・レクリエーション活動に関する各種事業の実施、援助、啓発、指導、強化及び奨励を図ることを目的とする事業
- 三 スポーツ・レクリエーションに関し八幡市教育委員会及び公益財団法人京都府スポーツ協会その他体育・スポーツ機関・団体との連携を深め、その施策に協力する 事業
- 四 青少年スポーツの健全育成を目的とする事業
- 五 スポーツ・レクリエーション指導者の育成を目的とする事業
- 六 スポーツ・レクリエーション等に関する講習会及び研修会の開催
- 七 スポーツ・レクリエーション等に関する調査・研究及び広報
- 八 スポーツ振興に功績のある個人及び団体並びに各種スポーツ・レクリエーション活動に功績が認められた個人及び団体の表彰
- 九 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を経た後、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 総会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、各会員1個とする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事から総会において選定された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上30名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は3分の1以下であることとする

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 名誉役員

第26条 この法人に名誉役員を若干名置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉役員に関する規定は、理事会が定める。

第7章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示してする方法により行う。

第 1 1 章 細則

(細則)

第 3 8 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、以下のとおりとする。

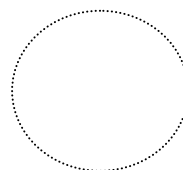
京都府八幡市内里極楽橋 1 0 番地の 1	河原崎 保
京都府八幡市男山笹谷 6 番地— 3 1 5 — 4 0 2	栗井 正
京都府八幡市西山足立 1 2 番地 8	近藤 赳夫

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

当法人の現行定款に相違ありません

令和 年 月 日

京都府八幡市八幡名残 2 3 番地の 1
一般社団法人八幡市スポーツ協会
代表理事 松本益千嘉



法人実印